

[事案 2022-213] 新契約無効請求

・令和5年7月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な行為を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年6月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1)自分と配偶者との間で、満期時には解約返戻金等が既払込保険料よりも増える、と会話していた際、募集人がこれを否定しなかったため、満期時に解約返戻金等が既払込保険料を上回る商品であると理解した。
- (2)本契約への加入目的は資産運用であり、意向と全く違う保険に契約させられた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、満期保険金がない商品である。募集人は、設計書を用いて契約内容を説明したと述べており、設計書等における記載からも、本契約の内容は容易に理解可能だった。
- (2)意向確認書において、申立人の意向は、「終身の死亡保障」、「病気への備え」、「ケガへの備え」とされており、「資産形成」に関する意向は示されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。